

香春町ブロック塀等撤去費補助金 (令和5年度)



- ① 目的 ブロック塀等の倒壊による被害防止や避難経路の確保を目的に補助金を交付します。
- ② 主な補助対象要件（その他、詳細は事前にお問い合わせ下さい）

○町内にある高さ1m以上のブロック塀（コンクリートブロック造等）を全てまたは一部撤去する工事が対象です。同一敷地に1回のみ利用できます。

注) 門柱・門扉・フェンス、その他これらに類する物と混用されている塀、土留めブロック部分の撤去は補助対象外です。

○香春町耐震改修促進計画に定める避難路であり、公道に面しているブロック塀であること

○町税や各種使用料の滞納がなく、暴力団や暴力団員と密接な関係を有さないこと

○同一敷地において、この要綱に基づく補助金の交付を過去に受けたことがないこと。

○診断カルテで40点未満であること⇒町の職員が現地で判定を行います。

○一部撤去の場合、事業完了後に診断カルテで70点以上となり、高さ1.2m以下となること。

また、ブロック塀等が建築基準法第42条に規定する道路内に存しないこと

- ③ 交付期間 令和5年4月3日～【申請締切：10月31日（火）】

- ④ 助成金額 1敷地あたり、補助対象工事に要する経費の1/2または10万9千円のいずれか低い額

※補助工事対象経費の限度額：8万円/m×対象のブロック塀の総延長を乗じた額

- ⑤ 申請手続き

補助金を受けるためには、補助対象工事に着手する前に町と事前協議を行ったうえで交付申請をする必要があります。工事が完了しましたら、補助の対象事業が完了した日から30日を経過した日、または事業実施年度の2月末のいずれか早い日までに実績報告をする必要があります。

【事業の流れ】

事前協議

↓
・補助金交付事前協議書の提出⇒提出後、町職員による現地調査

交付申請

↓
・補助金交付申請書、位置図、工事概要がわかる図面（撤去長さ、高さ、撤去方法（全部・一部）、撤去範囲）、撤去後の診断カルテの改善計画（70点以上であるもの ※一部撤去のみ）、工事前の全景写真、工事見積書の写（金額の内訳及び補助対象内外がわかるもの含む）、誓約書

交付決定

↓
・補助金交付決定通知書をお渡しします
補助対象工事を行う場合は、補助金交付決定通知後に行うこと。（事前着工は対象外）

実績報告

↓
・実績報告書提出後、町職員による現地調査
・完了実績報告書、工事請負契約書（金額の内訳及び補助対象内外がわかるもの含む）及び領収書の写、工事前後の全景写真、診断カルテの結果（70点以上であるもの ※一部撤去のみ）

補助金交付

補助金額確定通知書をお渡しした後、補助金を交付します。

（裏面へ）

⑥ その他

必要な様式は香春町ホームページからダウンロードできます。

【問い合わせ先】

香春町役場 住宅水道課 住宅計画係 TEL. 0947-32-8403

〒822-1492 福岡県田川郡香春町大字高野 994 番地 ●受付時間/8:30~17:15(土・日・祝日・年末年始を除く)

